

平成29年

議会改革特別委員会会議録

加 須 市 議 会

議 会 改 革 特 別 委 員 会

第 1 2 回 7 月 1 3 日 (木曜日)

平成29年議会改革特別委員会 第12回

平成29年7月13日（木曜日）午前9時30分開議

審査案件

議会改革に関すること

出席委員（9名）

1番	野中芳子君	2番	竹内政雄君
3番	新井好一君	4番	柿沼秀雄君
5番	小勝裕真君	6番	小坂徳蔵君
7番	佐伯由恵君	8番	大内清心君
10番	酒巻ふみ君		
(議長	福島正夫君)		

欠席委員（1名）

9番 森本寿子君

委員外議員

1番 金子正則君
6番 池田年美君
7番 鈴木久才君
18番 中條恵子君
21番 及川和子君
22番 松本英子君

本委員会に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 江原千裕
主幹（議事・三宅昌之
調査担当）

議事課長 戸田実
主査（議事・酒巻俊郎
調査担当）

開会 午前9時30分

◎委員長の挨拶

○委員長（小坂徳蔵君） 皆さんおはようございます。今日は早朝より議会改革特別委員会にご参集いただきまして、ありがとうございます。先月は第2回定例会が開会したので特別委員会の協議を中断してまいりました。定例会も閉会しましたので、今日からまた議会改革の協議を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

振り返ってみますと、本委員会が設置されたのは今年の11月でした。そして今日が第12回の委員会ということになります。当初はこの議会基本条例に関しましても、全くの白紙の状況でございました。それについて委員各位から議会基本条例の骨子案の項目についていろいろお出しいただきまして、それをまとめて基本条例の骨子を確定いたしました。それを基にいたしまして、いろいろご協議いただいて、文章化いたしまして基本条例要綱について第2回定例会の前に全員一致で決定させていただきました。これもひとえに、委員各位の皆さんのご協力のおかげであり、また議員と共に市民の負託に応える、職務を全うする江原局長をはじめ議会事務局の職員の皆さんの並々ならぬ努力があったと私は思っております。改めて委員ならびに議会事務局の皆さんに感謝を申し上げる次第でございます。

これまでは基本条例の制定に関しましては、当初のロードマップ、工程表に基づいて、順調に協議を進めてまいっております。今日からは協議のステージを1段階上げまして、基本条例の要綱から、今度は基本条例の素案について委員各位にご協議いただくことになっております。この基本条例の要綱あるいは素案に関しましては、執行機関との関係など大変重要な案件が含まれております。この間、執行機関との事前協議も2回に渡って協議を進めてまいりました。後で、その内容については、皆さんにご報告いたします。それを踏まえて、すべて協議が整っているわけではございませんけれども、現段階において考えられる内容について、一応まとめてございます。今日も、委員各位の自由討議によって委員会は進めてまいります。委員各位のご協力をお願い致しまして、開会にあたってのあいさつにかえさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、福島議長に大変お忙しいところ、ご出席をいただいております。福島議長からごあいさつをお願いいたします。



◎議長の挨拶

○議長（福島正夫君） はい。改めまして、皆さんおはようございます。まず、九州地方での大変な自然災害と申しますか、集中豪雨で被災されました皆様に対しまして、心からのお見舞いを申し上げたいと思います。

第12回議会改革特別委員会ということで、委員長さんをはじめご健勝でご参加いただきましてありがとうございます。この時期は本当に猛暑が続いておりますが、皆様方には体に十分、気をつけていただきまして議会活動にご努力していただきたいと思います。

まず12回ということで、委員の皆様方には本当にご苦労さまでございます。これから詰め協議に入っていくと思いますが、先進的な良い基本条例が出来ますようご祈念いたしまして、あいさつにかえさせていただきます。本日はご苦労様でございます。



◎開会の宣言・議会改革に関することの調査

○委員長（小坂徳蔵君） たいへんありがとうございました。それでは、第12回議会改革特別委員会を開会いたします。議事の進行に関しましては、お手元に配布してあります次第に沿って進めてまいります。まず、報告事項から始めます。

初めに市議会基本条例制定に関して、先程あいさつでふれましたけれども、執行機関との事前協議の内容についてこれから報告をいたします。この件に関しましては資料1-2を皆さんのお手元に配布しております。執行機関との事前協議は、この間2回にわたって行ってきました。1回目は6月2日に行っております。皆さんのお手元に配布してあるのは、この1回目の事前協議の会議録でございます。この日は、市議会の方から執行機関に関わる部分について説明を行いまして、ディスカッションいたしました。

2回目は3日前、今週の10日に開催いたしました。この日は市議会の説明及び要望に対して執行機関の方から考え方、回答をいただいております。まだ、持ち帰って検討するという内容も含んでおります。執行機関との事前協議には小勝副委員長と酒巻委員に出席をいただいております。事前協議の内容に関しましては、小勝副委員長から説明をお願いいたします。

○副委員長（小勝裕真君） はい。それでは今日は口頭で報告を申し上げたいと思うんですけども、今、委員長から話がありましたように6月2日の第1回の事前協議は、議事録、詳

細に載っておりますから、後ほどよくお目通しいただきたいと思います。第2回につきましては、今週の月曜日午後1時半から3時半まで、休憩を取らないで、2時間みっちりお互いに意見交換を、事前協議をさせていただきました。

議会側は委員長、副委員長それから酒巻委員の3人。事務局の局長、課長、主幹、主査の4人に同席をいただきまして、執行部側は高橋総合政策部長、藤原総務部長、綱川生涯学習部長、並びに小野田財政課長、矢澤総務課長、鈴木図書館課長。この6人に出席をいただきまして、第2回の協議を行っております。

資料3-1に、この後、委員長の方から説明があると思うんですけども、素案が出ておりますので、この中の第5章議会と市長との関係。第23条から第27条について、第1回の時に執行部に投げかけてありますので、それについて執行部から当方に提案なり確認なり、こういう流れがあったということ、まず報告をさせていただきます。ちなみに第23条を開けていただきたいんですけども、7ページの一番下段から8ページにわたって載っておりますが、議決事件の追加、ここの関係につきまして特に8ページの総合振興計画策定なり、このときは改廃とあったんですけども、改正ということであったり、あるいは都市宣言の制定、改廃ということが列記されているわけですけども、執行部の方から、当然、自治法の第96条第2項では、議会で議決すべき事項は地方公共団体、市の方が定めるんだと、それをもとに重要なものは議会決定をすると、こういう流れがあるんですけども、市からは総合振興計画なり、都市宣言以外のものについて、議会決定ということ考えた時には、この二つが制限列举といいたいでしょうか、明記されていることについては、もう少し弾力的な、それにプラスするような考え方はございませんかという、こういう意見がございました。

委員長の方からこの2項目にしたのは、執行部を拘束するとかではなく、はっきりその2つをうたいたいんだと、更にそこに追加をするようなことであれば、これは今後、議会側としても執行部と更に協議を重ねていきたいと、逆にこちら側からすればありがたいような意見だったと思います。執行部としては是非、議会と一緒に重要なものについては決定をしていきたいというような発言がありました。

それから、続きまして、掻い摘んで申し上げますと、第24条、反問権。ここでは、表現が変わりまして、質問等の論点の明確化。こういうような表題になっておりますけれども、以前は、反問権・反論権。こういう話もあったんですけども、なかなか、その表現ですと、相対立するような立場になるんじゃないか、お互いにいろんな議論を深めていく必要があるんじゃないかということで、かなり多くの意見交換がされましたけれども、その中で一般質

問、今、40分。更に20分の延長ということで議長の許可を得て行っておりますけれども、こういう、お互いの確認事項、その発言があった時には、これが60分の中に入るのか入らないのか、別枠なのかと、こういう話が出まして、これは委員長の方から60分の中で行っていくんだと。これを別枠カウントというの難しいと思いますから、それは60分の中で意見のやりとり、質問、答弁、あるいは今、言った確認、こういったものについて論点の明確化も含めて60分で行っていく。更には一般質問、あるいは委員会の質疑がありますけれども、質疑にこの部分は適応されるのかされないのかという話になりますと、当然、執行部からの論点の明確化というのがありますから、一般質問と委員会での質疑に適応される。こういう回答をしております。

更に、第25条で議会における政策情報の提示という条項がありますけれども、今まで予算、決算、予算のポイントであるとか、あるいは決算では行政報告書、かなり詳細な資料を提出いただいております。執行部の方ではこの条項があるということで、更に資料に対する資料の提出を求められるのかどうかということをご心配しております、これは委員長の方から明確に、今、出ているものを出していただければいいと。新たな政策的なものは、必要になった場合には、当然、情報提供はお願いしたいんだと。こういう話がありまして、これは了解をしたということであります。今までも、かなりの情報提供をしておりますので、議会側から更に執行部の負担を増やす、そういうことは考えてない。ただ、新しいものにつきましては、いろいろな情報提供はしてもらいたい。これは、お互い大事なことだと思いますので、その点について確認をされたところであります。

続いて第26条、閉会中の文書質問。この関係につきましても、こういうふうな規定を議会側でされることは理解はするんですけれども、やはり、文書質問というのが乱発されることを懸念しております、それに対する事務量がまた増えてしまうのではないかとということもありますけれども、これも委員長の方から、委員会に限定をしておりますし、当然、委員会の中である一人の委員が言ったからそれが出るのではなくて、委員会の総意で、更には議長の方のチェックを受けて、それで市の方に、市長の方に持って行くと、こういうチェック体制もありますし、一般質問の通告はしたけれども、その後本人がそこに登壇出来なくて、その場合の文書質問ということもルール化をしていきたいということになりますから、そういった乱発をすることもありませんし、粛々とちゃんとするということで了解をいただいたところであります。

更には文書質問ということが制度化になりますと、どのくらいの期間で回答したらいいん

だろうか、当然タイムリーに回答いただきたいんですけども、2週間程度というふうな話を以前しておりますので、そういう方向で回答していきたい。

更には、文書質問に対するそういったやりとりは会議録に載るのかどうか、こういうことについては、文書質問の答弁を会議録に載せるか決めていないという話をしたところであります。

それから、次の議会予算の確保ということで、これは当然、市長の方に予算執行、提案権があるんだということで、この基本条例の中にうたう必要があるんでしょうか。もともと、市長権限があるんじゃないかということがありますけれども、これは委員長の方から、基本条例には載せる必要があるんだと。執行部の裁量権に制限をかけることはないけれども、この第27条としては残していきたい、こういうふうな発言がありました。

更に確認という意味で、例えば、予算特別委員会で審査をしておりますけれども、第一款につきまして、今まで議員から質疑は無かったと思います。そういったことから、第一款の予算で、そこにこういうものを載せてもらいたいけれども入っていないじゃないかという、そういう質問が議員からは出てこないのでしょうかという話がありました。当然それは出ないと。しっかり質疑をした中で、議会事務局との調整をしながら、議長が市長に予算要求をしているんだと。したがって議会側としても必要な予算は確保いただきたいですし、前から話が出ております、議場の音響の問題でありますとか、これは最優先ですし、今後、必要なものについては十分協議をしながら、この条項があるからといって執行部側にどうなっているんだということにはならないと。こういう話でございます。

以上が第23条から第27条の掻い摘んでの話になりますけれども、今の議会事務局の方で会議録、あるいはそういった資料を一生懸命作っているところですから、近々の内に委員の皆さんにお配りいただけたと思います。執行部との関係以外の話になりますと、図書館のレファレンス、これについては、是非ご利用いただきたいと話がありますし、それから、第2回から翌年の第1回の年間の議会の計画。今年は開催日がいつですよという話が出てきましたけれども、今後も計画的に提供していきたいという話がありました。その他には議員定数、報酬等について、どういうふうな考えになっていくのかとか、いろいろな意見交換もあったんですけども、一番最後に綱川部長の方から条例の素案、今、まさに、策定作業に入っているわけでありまして、これが決定されますと、逐条解説等が必要になってくるんじゃないかと。それを作るご予定がありますかと。また、作っていく中で、当然、執行部側と議会側で話し合っただけで共通解釈、理解が必要であると思うのですがいかがでしょうか。こうい

うことにつきまして委員長の方から、条例の運用につきましては、逐条解説も必要ですし、作っていく予定はあります。また、事前協議をして、意見を聞き策定していきたいと。解釈等については、執行部側に示して作っていきたいんだと。まさに、改選後の全議員を対象に、この基本条例の勉強会や研修会も必要なわけですし、更には、見直し規定も当然入っているわけですから、まさに、逐条解説等も踏まえて、執行部側とはよく協議をしながら進んでいく。こういうことが第2回で確認されたことであります。

掻い摘んでの報告でしたから、委員長の方からもし何かありましたらお願いいたします。

○委員長（小坂徳蔵君） どうもありがとうございました。まだ、協議が全部整っているというわけではありませんけれども、今、小勝副委員長が説明した内容に尽きているんですけれども、今の説明について何か質疑があれば挙手をお願いします。

（発言する人無し）

無いようですので、第1回目の会議録については詳細に記してありますので、後でお目通しをいただきたいと思います。また、10日の第2回の手前協議の案件ですが、これは作成中ですので、作成次第、皆さんにお渡しします。以上が内容です。

また、事前協議の中で踏まえた内容について、先ほど小勝副委員長の方から説明がありましたけれども、条例素案の中で、また詳しくこれからも説明していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、質疑、無いようですので先に進みます。次は、報告事項の加須市議会ホームページのアクセス件数についてに移ります。これは資料2をご覧ください。A4、1枚の内容です。ここは右側が市議会のホームページのアクセス数、そして左側が市議会の会議録の検索システムのアクセス数になっております。これはホームページのアクセスの件数について四半期ごとにまとめた内容になっております。これを見ますと、大変、興味深い内容になっております。市議会改革特別委員会は昨年11月に設置いたしました。これに前後して市議会改革に関する新着情報を市議会のホームページに頻繁に掲載をし、更新に努めてまいりました。大変、賑やかになってきました。その結果、市議会のホームページに対するアクセス件数が一挙に増加しております。例えば平成28年度なんですけど、第2四半期を見ていただきたいのですが、これは7月から9月なんですけど、1,531件ということになっております。これに対して、特別委員会を設置した第3四半期、これは10月から12月のアクセスの件数が、3,165件です。258%ですから、約2.5倍、一挙に急増したという内容になっております。

それから同様なことが、第4四半期の今年1月から3月の関係ですが、これも3カ月で

2,088件、対前年度比では127%の伸びとなっております。それで年間の昨年度のアクセス数としては8,764件でありまして、前年度に比較をしますと123%の大幅な伸びとなっております。ちなみに、平成27年度は市議選があった年でありまして、それだけ市民の関心が高くその前よりはアクセス数が増えておるんです。その前年の平成26年度と平成28年度を比較いたしますと、全体では件数がおよそ2,000件増加しております。伸び率としては131%という、たいへん大幅な伸びとなっております。

私どもは市議会基本条例の制定の目的の1つに市民と市議会の距離を縮めるんだということで、取り組んできた経緯があります。昨年度からのホームページのアクセス件数の増加を見ますと、市議会改革の取り組みによって、少しだけ市民と市議会の距離を縮める効果を発揮していると、そういうことが言えるのかなど。この分析から、そのように受け取ることが出来ると思います。あとは、左側の方は、会議録検索システムの関係ですので、昨年度9,572件、約1万件近い活用があったということでございます。

何か、質疑ございますでしょうか。

(発言する人無し)

無ければ、議会改革特別委員会を設置して、市議会のホームページも大変賑やかになってきたんですけども、やはり、議会の活動によってアクセス件数が大幅に伸びていくということが検証されたということだと思います。大事なことですので委員の皆さんにお知らせした方が良くないかと思ひまして、今日、資料を用意しました。以上であります。

それでは、議事を進めます。次は、次第の第4、協議事項に議事を進めます。まず初めに、(1)加須市議会基本条例素案を議題といたします。本日の協議からステージを1段上げまして、基本条例の素案の協議を始めてまいります。配布してある資料の3-1及び3-2が、その関係の資料でございます。条例素案の詳細説明の前に、条例素案をどのように作製したのか大きなポイントだけ、あらかじめ説明しておきます。4点あります。

1つ目は、この条例素案は先に決定していただきました条例要綱を基本的に踏襲して作製しております。ですから、新たな内容はございません。

2つ目、執行機関に関わる内容に関しては、執行機関との事前協議の話し合いで執行機関から出された意見を反映しております。これは現時点における到達ということでお考えください。

3つ目、条例素案は条例の基になる条文であるため、語句を正確かつ適正に表現し、条文の解釈が分かれなように十分配慮して作成しております。

4つ目、新たに条文を1条加えてあります。条例素案の前文と32の条文にして構成しております。新たに加えた1条は、条例素案の第2条です。議会力や議員力という語句がありますけれども、これは条例で定める用語について定義を定めるため新規条文を加えてあります。以前、要綱の中でカッコ書きで定義していたんですけれども、条例になりますとカッコ書きということにはいきませんので、改めて条例素案では第2条を追加いたしまして、そこに用語の定義を定めております。以下、繰り下げておりますのでご了承ください。

今、お示しをした4点がこの条例要綱から条例素案を作成する過程でより正確な条文にしたポイントになっております。それでは、議案の詳細については江原局長から、市議会基本条例の素案について説明をいたさせます。江原局長お願いいたします。

○事務局長（江原千裕君） はい。それでは、私、江原の方から（1）の加須市議会基本条例素案についてご説明をさせていただきます。大変恐縮ですが、着席にて説明させていただきたいと存じます。

それでは、資料3-1と資料3-2をご覧ください。資料3-1はこれから検討する条例素案でございます。資料3-2は条例素案と前回の特別委員会で確定いたしました条例要綱との対照表でございます。右側が条例要綱、左側が基本条例素案でございます。今回の条例素案の検討に当たりまして、追加修正した部分につきましてはアンダーラインで示しております。

それでは、資料3-1、条例素案によりまして説明をさせていただきます。まず1ページ、目次を加えております。前文に続き第1章から第7章の構成で、全体で32条となっております。条例素案ですので、以下、全体を条文形式、条、項で表記しております。前文におきましては1行目、50 km、このkmをカタカナ書きに改めました。2段落目、営みということで、営々という漢字を改めました。下から2行目、役割がこれまで以上にというところを、かつてなく増大しているというふうに改め、より強調させていただきました。

2ページになります。1行目、市民との連携・協働を推進してとありますが、その前に絆を基本にという言葉があったのですが、こちらは削らせていただきました。2行目、市民の多様な意見、こちらは様々な意見ということでしたが、他の部分で多様なという言葉がありましたので、言葉をそろえるということで多様なに改めました。7行目、市議会につきましては、市議会の運営、運営という言葉を追加させていただきました。同じく2ページ、第1章総則、目的、第1条中ですが、こちらにも議会の後に運営を加えさせていただきました。

次に第2条、定義。第1条を追加をさせていただきました。定義規定を加えさせていただきます。

きました。これまで文章中にカッコ書きで定義していた言葉について、ひとまとめにさせていただきます。ここで定義した言葉は、第1号、市長等。第2号、議会力。第3号、議員力。第4号、委員会でございます。2ページの下の方のとおりでございます。

次に3ページ、第3条、基本理念ですが、第2号に議会力と議員力がありましたが、前の条で定義しましたので、カッコ書きの定義は削除し、議会力及び議員力と改めさせていただきました。次に第2章、議会運営及び議員の活動原則ですが、第4条議会運営の原則と役割におきまして、第1項の3行目の最後の部分、こちらは市長等の事務の執行に関し監視機能を発揮するとともに評価を行うものとするものであったのですが、これを市長等の事務の執行に関して、監視機能を発揮し、市民の信託に応えなければならないと改めさせていただきました。条例要綱で4番目と5番目の○があったのですが、条例素案では第4項になります。市民の多様な意見を、という内容が、2つの文章で重複しておりましたので、1つの第4項ということに整理させていただきました。議会は、市民参加の機会を拡充し、市民の多様な意見の的確な把握に努めるとともに、政策提言機能の発揮に努めると改めさせていただきました。第5条、議員の活動原則。第2項で代表者としてふさわしい活動をするものであったのですが、こちらは代表者としての自覚のもとに活動しなければならないと改めさせていただきました。

続いて4ページ、第3章、市民との連携・協働の推進。第6条、議会の透明性の確保の第3項ですが、議会としての意思決定には1つとして団体意思。2つ目として機関意思の2つがあるということから、議会としての団体意思及び機関意思並びに重要な政策決定を行ったときはと、改めさせていただきました。同じ第3項において、市民に対して十分説明するというふうに言葉を加えさせていただきました。第7条、市民参加及び市民との連携の第1項ですが、推進するものとするから、推進すると改めさせていただきました。第8条、共生社会の推進の第2項ですが、ユニバーサルデザインの理念という言葉だったんですが、この理念を削らせていただき、ユニバーサルデザインに配慮しというふうに改めさせていただきました。第9条、広聴広報活動の充実で第1項ですが、情報技術の発達ということだったんですが、ここを情報イノベーションと改めさせていただきました。

次に5ページ。第10条、公聴会制度ですが、第2条で常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を委員会ということで定義しましたので、ここは第10条では委員会というふうに定義された言葉で改めさせていただきました。続いて、第12条、市民との意見交換及び議会報告の第2項の文末を努めるものとするから、努めると改めさせていただきました。同じく5

ページの第4章、議員の政策立案機能の強化、第13条、政策討論会、政策立案、政策研究会の第1項ですが、議論を尽くすものとするから、議論を尽くさなければならないに改めさせていただきました。同じ第13条の第2項において、条例制定の提案とありましたが、これについては、地方自治法第222条第1項で、普通地方公共団体の長は条例その他議会の議決を要すべき案件が新たに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が的確に講じられる見込みが得られるまでの間は、これを議会に提出してはならないという規定があります。このため、議会の議員が、予算を伴う条例、その他の案件を提出する場合は、自治法第222条の趣旨を尊重して運営されるべきものであります。本市の財政状況を考慮し、あらかじめ執行機関の意見を聞き慎重に期すことが望まれておりますことから、文章を修正させていただきました。

次に6ページ。第16条、調査機関、附属機関の設置の第2項ですが、こちらも地方自治法の第138条の4第3項の規定によりまして、普通地方公共団体は法律または条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として審査会、審議会、その他諮問調査のための機関を置くことが出来るとされています。一方議会については、このような規定はありません。これについては、附属機関の設置が議会に禁じられているという趣旨ではなく、法が想定されていないと解すべきであり、条例を根拠として設置することは、法解釈上問題はないという考え方に基つきまして、先進的な地方議会、三重県議会、あるいは会津若松市議会、松江市議会、所沢市議会などが議会基本条例に附属機関の設置を盛り込んでいるところでございます。また、総務省行政課の見解としましては、地方自治法は、地方議会に附属機関をおくことを想定しておらず、議会基本条例に基づく附属機関が議会に設置されたとしても地方自治法に根拠を有しない機関となる、条例のみを根拠とする機関となるとのことであります。地方自治法の想定外の機関であることから、委員の身分や報酬についても、検討課題は残っておりますが、条例の根拠があれば附属機関の設置、それ自体が違法であるということにはならないという確認がされているところでございます。第16条の第2項では調査機関又はその附属機関を第三者という言葉で定義して、置くことができるというような規定とさせていただきました。続いて第18条、政務活動費の第2項ですが、領収書等とあったのですが等を削り、また文末を公表するというふうに改めさせていただきました。

次に7ページ。第20条、議会事務局の機能強化の第3項ですが、ここに仲介という言葉があったのですが、分かりにくいということでしたので、市民との連絡調整を図ると改めさせていただきました。同じく7ページ。第5章、議会と市長等との関係、第23条議決事件の追

加ですが、先ほど小勝副委員長から報告ありましたけれども、自治法第96条第1項で列挙されている項目のほかに、同条第2項に基づきまして加須市議会基本条例で第1号、総合振興計画基本構想の策定及び改正、第2号、都市宣言の制定及び改廃を議決事件に加えるという表現に改めさせていただきました。

次に8ページ、第24条、質問等の論点の明確化、第2項ですが、ここに書いてある質疑、質問を、本会議での質問及び委員会における質疑と改めさせていただきました。更に、第2項の2行目、その趣旨、内容の確認及び論点の明確化に加えて、並びに論議を深めるための加えさせていただきました。これは資料1-2ですが、会議録にありますように6月2日の執行部との協議において執行部の方から、こう議員がおっしゃられますけれどもそのあたりの確たるものは何かお有りですか、どのあたりまで踏み込んでよいか、そんなような話がありましたので、加えさせていただいたものでございます。

続いて第25条、議会審議における政策情報の提示ですが、内容を2つに分けて考えました。副委員長から報告がありましたけれども、既に予算決算については自治法の規定通り執行部から、予算のポイント、あるいは行政報告書などは、資料を出していただいているという状況があります。それとは別に新規の施策又は計画については必要な資料を求めることが出来るというふうに、第1項と第2項に分けて、表記を改めさせていただきました。続いて第26条、文書質問ですが、乱発を防ぐため、本来、まちづくりが先に進むような文書質問をということで、委員会の活性化をねらいに委員会の総意として決定したものについてだけ出来ることとしているところです。このため第1項で議長を通じてを加えさせていただきました。また、先ほど副委員長から報告がありましたけれども、執行部と協議して文書による回答期限は、概ね2週間以内と、文言を追加させていただいたところでございます。そして第3項、こちらは新規に加えさせていただきました。これは一般質問通告後、やむを得ない事故があった場合に、議長を通じて文書による回答を求めることができる規定を加えさせていただきました。続いて第27条、議会予算の確保ですが、予算編成権は市長にあるということを考慮したうえで、また議員個人ではなく議会として必要な予算の確保に努めるという意味合いで、文末を努力すると改めさせていただきました。

次に第6章、議員定数及び報酬。9ページになります。第28条、議員定数の第2項では、議員定数はこのように考えて定めるというように規定内容を改めさせていただきました。第3項では第三者機関による客観的な判断や評価を参考にを改め、評価等の等、参考人等の等、市民等の等を削らせていただきました。続いて第29条、議員報酬の第2項ですが、第三者機

関による客観的な判断や評価を参考にという形に、前の条と規定内容を合わせさせていただきました。第7章補則、同じ9ページになりますけれども、第30条の最高規範性の第2項ですが議会及び議員とあったのですが、こちらにも、議会の運営及び議員の活動は、というふうに改めさせていただき、文末を十分に尊重して、行わなければならないとさせていただきました。以上でございます。ご協議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（小坂徳蔵君） 有難うございました。先ほど、江原局長から説明があったわけですが、例えば2ページの定義の部分なんです、第2条の関係で、一番最後に委員会ってのがあったんですが、委員会と言っても議会にはいろいろな委員会があります。我々がここで委員会と言っているのは地方自治法の第109条第2項が掲げる常任委員会、第3項では議会運営委員会、そして同条第4項では特別委員会がありますので、この3つを委員会だと、他はこれに該当しないということで、より明確にしてあります。

それから5ページの関係です。第13条、これは政策討論会、政策立案、政策研究会で議員が意見集約をして、条例制定の提案に努めるということなんです、これは、地方自治法の第222条の趣旨を尊重するというようになっておるんですが、この第222条というのはこれは市長だとかあるいは各行政機関、教育委員会がこの条例を提出する場合には予算の確保が、きちっと確立した時に提出するということがあります。そのことを、尊重するというので、明記をしたということであり、予算に関わらないものについては、別にこの限りであらずということであり、

それから、8ページをご覧ください。これは第25条なんです、議会審議を受ける政策情報の提示ということで、これ、第1項と、第2項に分けてあります。この第1項の関係ですが、議会は予算及び決算の時期に当たっては、法第211条第2項及び第233条第5項を活用しなければならないということで、そういう定めにしてあるのですが、この法第211条第2項は、予算の場合には市長が資料を提出しなければならないという規定がございます。これは、予算の関係です。第211条の第2項は、例えば予算のポイントの①であるとか②だとか出していますけれども、これはそういうことになっているということです。それから第233条第5項は、これは決算のことを言っております。決算の場合には行政報告書、出ております、これは第233条第5項に基づいて市長が議会に提出しているということです。ですから、あとは、その他資料提出しなければならないということで、例えば、債権の収納状況であるとか、そういうものについても決算の前には出てくるわけですが、これは、そのことを言っていると。第211条第2項は予算で、第233条第5項は決算のことを言っているとい

うことをご理解ください。それと第2項でそれだけでなく、新規の施策計画については、云々という条文に分けてあります。それから第26条の関係、文書質問が載っております。第1項はこれは、委員会の関係です。第3項は議員の一般質問の関係なのですが、例えば事故があった場合ということなのですが、事故のあった場合どうするのかということなんです、これからまた、詳細は皆さんに諮って定めていきます。ただ条文だと事故があった場合と、まずは、そういう感じになるのかなということで、こういう中身にしたと。どういう事故かというのは、これから、また、皆さんにお諮りして決定していきます。

それから、10ページ、一番最後のページです。これは、評価制度と見直し手続きで、第32条があります。これは議会は議会改革の継続的な取り組みを進めるため、本条例に基づく活動について、議会改革特別委員会等により、隔年で、その事業評価を行うものとする、規定してあります。隔年ということは、1年おきだということ、2年ごとだということです。これは、なぜかという、まずは、改選ごとにこれを見直すという規定になっております。それは第32条の第2項がそういうになっております。改選の時にこれを見直すのだということになっています。そうすると、その残りが、改選前に見直して残り3年ですよね。全部で32条ありますので、32条を1条ごとに評価すると、だいたい半年ぐらいかかってしまうんじゃないか、議会として。これは、そうすると1年のうち半分はこれに費やすのでは、これは大変だということになってきますので、例えば改選ごとに見直すと言っても多分半年や1年はかかると思うんです、いろいろ協議をしてということになると。そうすると、それをやっているうちに1年ごとにすると次また評価して行かなくてはいけないということになりますので、2年ごとに行った方が適正ではないかということで、隔年ということで定めております。

以上が先ほど、江原局長が説明した補足ということになるんですが、そういう内容でございます。今の説明に対して、質疑があれば挙手を願います。はい、大内委員。

○8番（大内清心君） はい。今、条例の要綱から素案ということで、分かりやすくまとめていただいたと思っております。その中で、確認を1点させていただきたいんですが第28条の議員定数に関してなんですけれども、一応、この委員会が始まった最初の時に、最低でも一年前までには、定数をきちんと定めてもらいたいということを申し上げたんですけれども、この中の2項のところ議員力向上を考慮して定めることと、第3項では第三者機関による客観的な判断や評価を参考に、公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して、市民の意見を十分に聴取するものとするということなんですけれども、この議員定数に関する市民の意見

を聴取するということで、どういうことを、意味されているかをお聞かせいただきたいんですけれども。

○委員長（小坂徳蔵君） これは第2項で定めているんですが、多様な市民の意見の反映であるとか、監視機能及び政策形成機能の確保、議会力議員力の向上を考慮してということですが、この点が1つは議員定数は基準になると、これに基づいていろいろご協議いただくということで第28条の第1項では定数は議員定数条例に定めることにしました。第2項は、定数はどういうふうに定めていくのかということで、基準をこの第2項で決めました。第3項は改定するに当たっては第三者機関による客観的な判断や評価を参考にすることにしてあります。そういう内容になって、3段階に分けてあります。

○8番（大内清心君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、どうぞ。

○8番（大内清心君） 3段階に分けていただいて、内容的には良いと思っているんですけれども参考に聴取してということで、決める時期は、何時なのかなってことが明確でなかったものですから。例えば、改選前のどのくらいの時期でこういう意見を聴取するのかということところがちょっと分からなかったものですから。

例えば2年後には改選になりますけれども、例えば28でいくのか27でいくのか26でいくのかということで、そういうことをあと1年くらいのうちに決めていかななくてはいけないのかなと思うんです。行田市はこの6月議会で定数を定めておりましたので、加須市としてもどうしていくのかということで、まず時期的には、早急にこういった意見を聴取するのであれば、やっつけていかなければいけないのかなと思ったものですから、この辺の時期が明確でなかったので確認させていただいたんですけれども。

○委員長（小坂徳蔵君） 議員定数の問題について、これについて基本条例ですので、ここで時期を云々ということについて、書くべき内容ではないと。ただ、議員定数の問題については骨子の時ですか要綱の時にも、いろいろ意見出てますので、それは、私も承知しておりますので、この後、個別案件の説明のこともあるんですが、調査はしてありますので、また、資料で説明はしていきたいと思います。それは取りあえず、本委員会の使命としては、ミッションとしては、まずは、基本条例を制定していくと。その準備を進めるということで、今こうして進めているわけです。ただ、個別案件についても、いろいろ意見が出てますので、別にそれは忘れていいわけではないので、その都度、また、皆さんから出していただければ、それはそれで協議は行っていくということでこれまでも行ってきましたし、これからもそう

いうふうに行っていきたいと思っております。いずれにしても個別案件としてまた、この後、調査してありますので、それは皆さんにお示しします。以上です。よろしいですか？

○8番（大内清心君） はい。

○3番（新井好一君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） 新井委員。

○3番（新井好一君） 今、大内委員からありましたけれども、委員長の方からも説明があったわけですが、我々の目的は条例をつくるということと、条例を一定の期間内につくりましょうということで、皆さん進めてきた中で、もう一つは重要な件は個別案件の中にも議会改革を進めていくっていう大きな皆さんそれぞれの提案もあったというように思うんです。そういう中で、この議員定数の問題というのは、議員アンケートの結果も含めて大変、重要な問題ですので、やっぱり一定の時期に一定の期間を設けて、これ議論しなければならなくて、これは個別案件の次の事項に入ってますけれども、これはある程度定めて、粛々とした議論と手続きを踏んでいかなければいけないと、私も思っておりますので、これは速やかに、そういう方向は、条例の制定と同時にやっていくべきだとこのように思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（小坂徳蔵君） 他にございますでしょうか。

○1番（野中芳子君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） 野中委員。

○1番（野中芳子君） すみません、私、単なる言葉のことで伺いたいんですけれども、第9条で、議会はイノベーションを踏まえたってあるんですけれども、イノベーションってというのは、情報の技術の発達ってのを英語になおすと、イノベーションってことなんですか。私の中では、こちらの情報技術の発達とあった方が、自分の中では分かりやすいんですね、イノベーションって言うよりも。それなので、イノベーションって言葉に変えたのはなぜなのか、もっと広範囲になるのか、その辺ちょっと伺いたいんですが。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、わかりました。これは、イノベーションって言うのは技術革新ということです。要するに、情報通信に関しては、日進月歩で技術革新が進んでいるということで、ただ情報といった場合に、これはネットもありますし、あるいは、その媒体機能もいろいろあります。ですから、その全体を踏まえて、技術革新という意味で、そこを踏まえて広聴広報手段を活用するというので、技術革新という意味を含めたイノベーションにしたということです。

○1番(野中芳子君) ということは、技術革新っていう言葉ではなくて、やっぱり、このイノベーションっていう言葉の方が、しっくりいってことですか。

○委員長(小坂徳蔵君) それは別に深い意味はないんです。ただ、一般的に情報イノベーションっていう言葉が盛んにマスメディアに使われているので、我々も市議会基本条例を制定しているので、最先端を。そういう意味では、ユニバーサルデザインもそうじゃないですか。それと同じように考えていただければと思います。これもいろいろ、どういう表現があるんだということで、これは議論をして、この言葉にまとめてということ。そんなに何か大意があるのかというと、大意はありません。一般的に情報イノベーションという言葉が盛んに言われているので、そのことを載せたということ。

○事務局長(江原千裕君) 委員長。

○委員長(小坂徳蔵君) はい、江原局長。

○事務局長(江原千裕君) イノベーションにつきましては、事務局の方でも調べて確認はしてみました。これは、技術革新と訳されるんですけども、全く新しい製品を作るとか、新しいサービスを生み出すといった広い概念もありまして、その代表的なものがインターネットということで、産業のあり方を覆すあるいは私たちの生活の在り方を覆すような、そういった破壊的なイノベーションと呼ばれているんですけども、そういったものまで生産技術が革新されるだけでなく、それによって生活だとか産業界全体が変わるような、そこまで含めた概念かなってことで、情報イノベーションというふうに書かせていただいたところでもあります。

○委員長(小坂徳蔵君) はい、野中委員。

○1番(野中芳子君) はい、了解しました。了解しましたが、やっぱり広範囲に意味がなるというのも、伺って分かるんですけども、みんなが理解するには、なるべく日本語が良いのかなって、そういう思いがあります。はい、以上です。

○委員長(小坂徳蔵君) 分かりました。最近は特にIT関連については外来語といいますか、それで言った方がぴったりくるというようなこともあって、例えば、意見提案手続というのも第7条にありますけれども、普通、我々はパブリックコメントと言った方がぱっとくるというような、今、時代なんですね。そういうことで、こういう情報イノベーションと。要するに、全体の技術革新だという中でいかせていただくと。他に、ございませんでしょうか？
はい、竹内委員。

○2番(竹内政雄君) 10ページの評価制度と見直し手続きのところ、先ほど委員長の方か

ら、隔年ということで、これ理解できるんですね。特別委員会がこれにあたるということで、特別委員会は新たに作るんですか。それとも、このまま継続するんですか。その都度作るんですか。

○委員長（小坂徳蔵君） いいですか。竹内委員、これは最初からどこで行うかということで、皆さんに諮ってきた経緯があります。じゃあ、議会運営委員会かと。でも議会運営委員会で大丈夫かと。じゃあ、どこで行うんだということで、この議会改革特別委員会等という、等ということで特定しないようにしたんです。だから皆さんから、ここでやればという意見があれば、ここは変えてもいいと思っているんです。ただ、ここで評価をするというと、いったいどこで評価するんだと、この議会基本条例ですね。そうしないとこれ評価出来ていかないと思うんです。だから、基本条例の中できちんと規定しておいた方が改選後、スムーズに行っていくということで、これは、悩ましいところです。等は使いたくないのですけれども、敢えて、等は外せなかったのです。どうぞ、竹内委員。

○2番（竹内政雄君） いや、いいです。

○委員長（小坂徳蔵君） これ、悩ましいところです。皆さんから、ご意見があれば、いろいろお出しいただいた方がいいということでもあります。他にありませんでしょうか。

○7番（佐伯由恵君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、佐伯委員。

○7番（佐伯由恵君） はい。冒頭に、4つのポイントで作製したというお話がありました。要綱を基本方針にしたと。それから、執行機関との事前協議で出された意見を反映した。それから素案で解釈が分かれないうこと。それから定義を加えたということで、それで具体的な説明があったんですけども、確かにこの4つのポイントをしっかりおさえた条文形成になっているなというふうに、私は深く感じました。定義というのは条文には必然的にどの条例でも入れているんですけども、この文言は何を意味するのかということで、この定義を入れたことによって、より一層、例えば、理解力、議員力、ここがこれまでの要綱の文章の中での表現よりも、こういう形で明確化によって、この最高規範としての相応しい内容になってきているなと感じました。一つ一つの表現も、何を使ったらいいのかということも、正確さを期したということで、例えば、追加の議事、議決の関係の追加の2項目ありますけれども、そこで、改廃というのを改正にしたとか、やっぱり基本構想の改廃っていうのはないわけです。それを改正にしたとか、そういった、より表現を正確にしたということと、それから法律の関係も、今回出てきました。法第何条の何項によりとか、そういうことで、レ

ベルがアップしたなということで、全体を見て強く感じました。

8ページの反問権の第24条のところなんですけれども、第2項の最後に議論（反問することが出来る）っていう、ここに反問って言葉がカッコ書きであるんですけれども、これも、無くしていいのかな、議員の反問権を無くしたあの時の議論を踏まえると、このカッコ書きも取ってもいいのかなというふうに感じました。

それから、9ページの議員定数のところなんですけれども、あくまでもここでは条例で定める、それと基準は何か第2項で定める、そして3番目に手続きはどうしていくか、これが基本でここにしっかりと位置付けるべきだと思うんです。数ありきではないってことを、例えば2番では言っているわけです。何人から何人にするってことではなくて、しっかりと議員の定数については、これを基準にして、これを考慮して定めていくってことは、大変大事なことだと思っておりますので、何人から何人にするって、こういった数ありきの議論ではなくて、きちんとここを踏まえた形で、議員定数については議論をしていくというのが基本だと思います。

全体を通してこの要綱から条例素案にワンランクレベルアップするというお話がありましたけれども、その形式も条文にワンランクアップしたと同時に、中身も法律が出てくる、それから文言もしっかりと正確さを期す、明確化になっている点は白紙のところからここまで、やっぱり練り上げてきた、今回は執行部との事前協議も加わってより深まったというふうに感じました。以上です。

○委員長（小坂徳蔵君） ありがとうございます。それから、今、ご意見がありました。8ページの第24条の関係です。質問等の論点の明確化の関係で、第2項の議長又は委員長の許可を得て議論（反問）することが出来るということになっているんですが、これは先ほどから言っていますが、まだ執行機関との事前協議が全て終わっているわけではないということです。これは、いろいろ執行機関の方からは、もっと踏み込んでというような、当初です話もありまして、それは事前協議の会議録を見ていただければご理解いただけると思うんですが、そういう中で、では、どうすればいいのかと。例えば反問権という形で執行機関に話をすると、それでいいということになると、これは議員としては、なかなか質問をやり難い人も出てくると。特に、新しく議員になった方は、質問に委縮するようなことはしたくない。基本条例の中でそういうことを含めてどうするかってことで、色々理解を深めてまいりました。まだ、ちょっと、いい文案を思い浮かべておりませんので、取り敢えずこれは、前回と同様、要綱と同じような形で、このことは出させていただいたということです。その点ご理

解いただきたいと思います。これは、言っておきますが、執行機関との、今、まだ協議の過程であるということをご理解いただきたいと思います。

その他、何かございますでしょうか。

(発言する人無し)

無ければ資料3-1と3-2で今、協議を進めてまいりました。本来ですと、これは執行機関から条例と比較対照表が出てきて、我々が審議をするということになっているんですが、基本条例ですから、これは全て自前で条例を作って、各議員の方にご理解いただけるように対照表を、全て議会事務局が自前で作ってきたということでございます。それはやはり、基本条例の制定する上で、よく判断できるように、理解されるように、作っているということです。本来ですと、出来上がったものが議会に議案として上程されてきて、参考資料ときて、それで委員会審議等を行っているんですが、これは基本条例の制定ですので、すべて議会でゼロから成案になるまで、こうした形で対応していくということです。

他に、ございませんでしょうか。

(発言する人無し)

無ければこの件に関しては、今日から素案については協議が始めたばかりでございます。それでこれを今、説明をいたしました。皆さんからご意見をいただきました。それを踏まえて、委員各位に置きましては持ち帰っていただいて、会派でよく検討していただいて、次回また後で、お諮りしますけれども、更に協議を続けていきたいと思います。これについては、今日の協議は終わりということによろしいでしょうか？

(「はい」と言う人あり)

○委員長(小坂徳蔵君) はい、有難うございます。ご異議が無いようですので、先に進みます。次は、協議事項の(2)例規整備を議題といたします。市議会基本条例は、市議会の最高規範と位置付けて制定を目指しております。そうなれば、市議会の他の条例をはじめ、市議会の例規を統廃合する例規の整備、これが必要になってきます。条例設定のロードマップでは、第3回定例会までに例規整備を基本的に終えることにしております。これについては、資料の4を配布しております。この件につきましては戸田議事課長の方から説明をいただきます。

○議事課長(戸田 実君) はい。

○委員長(小坂徳蔵君) では、戸田議事課長。

○議事課長(戸田 実君) はい。それでは(2)例規整備、統廃合につきましては、私、戸

田の方から説明をさせていただきます。恐れ入りますが、着座にて説明をさせていただきます。

例規整備、統廃合につきましては、以前にもお配りをしておりますけれども、資料の4番で説明をさせていただきます。加須市議会現行法規の体系といたしまして、加須市議会に係る現在の例規一覧が表記されております。右から順に申し上げますと、加須市議会議員定数条例、加須市議会定例会条例及び加須市議会定例会規則、加須市議会委員会条例、加須市議会会議規則、加須市議会傍聴規則、加須市議会の会派設置に関する規程、加須市議会政務活動費の交付に関する条例、その下に規則、加須市議会議員政治倫理条例、加須市議会図書室管理規程、加須市議会だより発行規程、加須市議会事務局設置条例、その下の処務規程、この他関連例規としまして、加須市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、加須市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例、このようになっておるところでございます。この中で言いますと、特に右から2つ目の、加須市議会定例会条例及び規則、また左から3つ目の加須市議会事務局設置条例及び処務規程、特にこの2つの項目の条例等ですね、基本条例の中に盛り込んでしまうかどうかという点もでございます。

いずれにいたしましても、他市の制定条例も参考にしながら、今後盛り込むべきもの、統廃合すべきものについては、今後、協議、検討を行ってまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

○委員長（小坂徳蔵君） 有難うございます。当面は、この市議会定例会条例、定例会規則もあるんですが、これで年4回だということを具体的に定めているんですが、議会基本条例ということになると、やはりこれは、基本条例の中に組み込むのが筋なのかなと、そんなふう
に思っております。

それから、さっき説明ありました事務局設置条例、これも今の設置条例は今の時代にそぐわなくなっております。それも、当然、改正しなければならない。そうすると、事務局処務規程も変更しなければいけないということになってまいります。いずれにしても9月定例会までには、工程表では、これを基本的には終えるということになっておりますので、どこまでできるのか、今は、確約できませんけれども、一応、これが、今後の基本条例の制定と共に、課題になってくるということをご理解いただきたいと思います。今の戸田課長の説明に関して、質疑があれば挙手をお願いします。

○10番（酒巻ふみ君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） 酒巻委員。

○10番（酒巻ふみ君） 課長の質疑じゃないんですけれども、今の委員長の言葉の中で、加須市議会事務局設置条例が、今の時代にそぐわないとおっしゃったような気がしましたけれど、そのことは、どういう意味になりますか。そぐわないとか、今の時代に、ちょっと違うんじゃないかとか。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、わかりました。今、事務局設置条例、あるいは確か、処務規程の中には庶務を処理するというのは、今、手元に無いんですけれども、そういうような内容、それだけなんです。ですから、今は、いろいろ議員と共に事務局職員は市民の信託に職務を全うするというようなことが大きな軸として定めてありますので、それに沿った事務局の設置条例、あるいは規程にしなければならないということです。ただ、庶務を処理するか、そういう最初に作った時と全く変わっていない内容なので、私が、そういうことで今の時代にはそぐわないということ、申し上げたところです。

○10番（酒巻ふみ君） はい、わかりました。

○委員長（小坂徳蔵君） よろしいですか？

○10番（酒巻ふみ君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） 他に、ございますでしょうか。

（発言する人無し）

無いようですので、こうした形で検討すべきということで、ご了解ください。

それでは、先に進みます。ここで委員外議員の発言に移ります。これまで、加須市議会基本条例素案、並びに例規整備について協議を進めてきたわけですが、この2点に関して傍聴している議員で発言を希望する議員があれば、委員外議員の発言を認めます。希望される方おりますか。

中條議員。

○18番（中條恵子君） はい。皆様、お疲れ様でございます。非常に、ここまで来られるのに大変だっただろうかと、私は何回もお休みをしてみたりしていますので、本当にご努力には感謝申し上げたいと思います。それで先程、執行部とのお話し合いの中で逐条解説が必要じゃないかというお話があったと伺ったんですけれども、私も今日、傍聴の皆さんには、今日初めてこの資料を見られたと思うんですね。ですので、すぐ見ただけでは、なかなかそれに対しての意見というのは申し上げられないところなんですけれども、市民の方々がこれが出来あがった時、見る時には是非、逐条解説が必要ではないかと思えますし、また、法律についても今日は説明していただきましたけれども、そこは分からないところになると思

ますので、また、お手を煩わすようなことを申し上げて恐縮なんですけれども、是非、最終的にはその部分をお願いしたいと申し上げさせていただきます。以上です。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、ありがとうございました。先ほど、冒頭に小勝副委員長からも説明がありましたが、どういうわけか執行機関の方から、基本条例が制定するとこれは、議会だけではなくて加須市の条例になるとそうなる。いったいどういう解釈なのかと執行機関としては知りたいところだということで、どういうわけか執行機関の方から逐条解説を作ってはどうかと話がございまして、それはなるほどと思っておりますので、まずは、来年の6月第2回定例会の方で我々、基本条例を上程していくということで、取り組んでいきます。それが終われば、次の改選の人達のことを考えていかなければならない、あるいは加須市議会全体の執行機関がこの条例をどう見るのかということも、考えていかなければいけません。そういう意味では、今後の課題として、逐条解説は必要なんだろうと、ただ、誰が作るのかと。これは希望者がいればどなたかに委任をして行うわけでありまして、検討していきたいということで、事前協議の中では私が答えております。以上です。他に、ございませんか。

（発言する人無し）

それでは、以上をもって、委員外議員の発言は終了といたします。

先に進みます。次は、協議事項の（3）今後の協議の方向についてを議題といたします。これまで、市議会基本条例素案、例規の定義、更に、これから説明する個別協議案件などを協議するため、次回以降の委員会の日程をお諮りをいたします。次回第13回委員会を8月9日、水曜日、午前9時30分から第1委員会室で開会したいと思います。これで、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

それでは次回の委員会の日程については、以上のように決定しました。それから、これからの協議の内容いかんによりますけれども、委員の皆さんの日程を確保するために第14回の委員会の日程も一応、決めておきたいと思っております。いかがでしょうか。

（「はい」と言う人声あり）

○委員長（小坂徳蔵君） それでは、あくまでも、今後の協議いかんにもよりますけれども、第14回の委員会日程をお盆明けの8月23日、水曜日、午前9時30分から第1委員会室で開会という予定をお願いしたいと思います。この頃は第3回定例会の準備で多忙にはなると思うんですが、この条例素案も第3回定例会までにとりまとめておくとロードマップにあり

ますので、よろしければ今言った日程で第14回の委員会を予定していただきたいと思います。
よろしいでしょうか。

(「はい」と言う人あり)

○委員長(小坂徳蔵君) よろしくお願ひします。それでは、これまで約1時間20分にわたって、大変に真剣にご議論いただきました。まだ、個別協議案件がありますので、ここで、いったん休憩をしたいと思ひます。再開は午前11時から再開したいと思ひます。



◎休憩の宣告

○委員長(小坂徳蔵君) それでは暫時休憩とします。

休憩 午前 10時50分

開議 午前 11時00分



◎開議の宣告

○委員長(小坂徳蔵君) 休憩を閉じて、委員会を再開いたします。



○委員長(小坂徳蔵君) それでは、次第の個別協議案件事項に移ります。まず、(1)加須市議会版BCP業務継続計画の検討を議題といたします。この件に関しては、配布してあります資料5をご参照ください。加須市議会版BCPは、もし作成できれば、埼玉県内40市の中で初めての制定という、これは先進市議会ということになります。全国には1,700を超える地方議会があります。議会版BCPを策定している地方議会は、私の知る限り、まだ、わずか数議会。そのようなことのようにです。したがって、今の段階では、加須市議会版BCPの素案の素案と、そういう段階でございます。そのことを前提にして、説明をお聞きください。

それでは戸田議事課長から説明をいたさせます。

○議事課長（戸田 実君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） では、戸田議事課長。

○議事課長（戸田 実君） はい。それでは、私の方から加須市議会版BCP、業務継続計画の検討につきまして、資料の5番で説明をさせていただきます。BCP策定に向けての項目を抽出させていただいたものでございまして、目次案となる資料でございます。

具体には大項目として読み上げますと、まず1番として、業務継続計画の必要性と目的。2番として、災害時の議会、議員の行動方針。3番、災害時の市との係わり。4番、想定する災害。5番、業務継続の体制及び活動基準。6番、情報の的確な収集。7番、議会の防災計画と防災訓練。8番、計画の運用。9番、計画の体系図までを項目案として、目次案として整理をしたものでございます。なお、今後におきましては、この策定につきましては、いっぺんにとということではなくて、内容も濃くなってまいりますので、折を見て、何項目かずつ、中身の案について、今後、お示しをしてみたいと考えております。その際は、改めまして協議、検討のほどをよろしくお願ひしたいと存じます。以上でございます。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、有難うございます。今の段階は素案の素案でございまして、要するに、加須市議会版BCPのイメージだということで、お考えください。先ほど、戸田課長からもありましたけれども、委員会開会時にその時点での到達について、折を見て委員会で皆さんにお示しをしますのです、その時また、ご意見をいただければと思います。今、意見を出していただいても質疑も何も答えられません。これは、これでよろしいですか。

○3番（新井好一君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） 新井委員。

○3番（新井好一君） はい。今、議事課長が言った通りなんですよ。対応力と言っても、なかなか全国的な経験があるわけでもないし、今、現時点で教訓になるというのは、現時点で進んでいる、私たちも、熊本に行ってきましたけれども、実際には、規程ぐらいにしかできないと。それから、松島の例もありますけれども、それは議会が組織的にいかに対応できるかということであって、それが定まっていれば、今後、深めていく努力をしていけば、それはそれで結構なことではないかというふうに思うんで、これをやりましょうというので、逐一項目でやると、相当なエネルギーを割くんじゃないかなというふうに思うんで、この辺については、現状を踏まえた議論でいいんじゃないかなというふうに私は思います。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、ありがとうございます。他に何かありますか。

(発言する人無し)

無ければこういう形で着手したということで、ご理解をいただきたいと思います。

それでは、先に進みます。次は(2)会議録、印刷部数の見直しを議題といたします。会議録の作製は地方自治法第123条、それから、会議規則これは第84条から第88条の規定で市議会に義務付けられております。印刷部数をどうするかということが、これは検討の余地があります。これに関しては配布してあります、資料6-1から6-2までをご覧ください。

この件に関しましては、江原局長から説明をいたさせます。では、江原局長。

○事務局長(江原千裕君) はい。

○委員長(小坂徳蔵君) はい。江原局長。

○事務局長(江原千裕君) (2)印刷部数の見直しについて、ご説明をさせていただきます。

この件につきましては、これまでの特別委員会でも委員の皆さんから何度かご意見をいただいておりますことから、今回個別案件ということで、提出させていただいております。資料の6-1をまず、ご覧願います。こちらは、冊子形式の会議録の印刷、配布状況について、第4区議長会を構成する12市の状況を調査したものでございます。これを見ますと、本会議の会議録は久喜市及び八潮市で配布していない状況で、三郷市では各会派に1冊だけ配布しているという状況がございまして、そして、委員会の会議録につきましては、ほとんどの市議会で配布していない状況でございまして、この理由としましては、どこの市議会、市であっても会議録検索システムがホームページ上にあったりしますので、そちらの方で見られるという状況が、近年、要因としてあるのかなというふうに思っております。

続いて資料の6-2をご覧ください。こちらは、現在の会議録の配布先一覧、そして、このように変更したらどうかということで、見直しの案でございまして、実は、議会事務局といたしましては喫緊の課題としまして、議場用の音響映像設備が老朽化している。32年経っていて、もう部品交換も出来ない状況があるといったものですから、議場用の音響放送設備の老朽化に伴う設備更新、こちらを課題として捕えておりまして、その更新費用につきましては、2,000万円かかるという見積もりが出ています。

そういった状況もございまして、様々な観点から考えまして、議会予算、議会運営予算の中で削ることができる予算については、議員の皆様の協議の中で削ることが可能かどうか、そういった見直しの議論をお願いできればと考えておりまして、その1つ、会議録の印刷部数、配布部数の見直し案を作成してみたところでございます。

資料の6-2の左側、こちらは、本会議会議録冊子の配布部数、現在76部印刷して、表の

ようなところに配布しております。こちらをその隣の、変更後というように60部削減しまして、16部を配布するという見直し案でございます。右側につきましては、委員会の会議録、現在51部印刷いたしまして24か所に配布しておりますけれども、こちらを43冊削減をしまして、右側の変更後というように8部印刷して配布するというように見直したらどうかという案でございます。

次の資料6-3をご覧ください。削減の理由としましては、現在は会議録検索システムがありましてパソコンで迅速に閲覧、また印刷もできること、それからペーパーレス、紙の削減が図れること、そして、省スペース化、そして、更には、経費削減という理由があります。資料6-2のように印刷部数を減らすことによりまして、削減できる金額というのを計算してみたのが資料6-3です。一番右下のところにありますけれども、削減額計ということで、G+H+I+Jとありますけれども、92万9,731円、こちらが印刷部数を減らすことによって、毎年削減できる金額ということでございます。こういった見込みがございまして、ご協議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○委員長（小坂徳蔵君） 今、説明がありましたが、もし、質疑があるようでしたら挙手を願います。はい、竹内委員。

○2番（竹内政雄君） はい。12市の状況を拝見して見ると、既に、久喜市と八潮市は全くないということで、特に委員会においては8割がた配布していないということですね。この辺から見ると、委員会は廃止にしているのかなど、私は思っているんですね。それによって削減するんだとしたら、その辺で経費的にも相当、削減になるし、確かに、毎回いただいても、ほとんど見ていない。パソコンがこんなに普及しなかった状況の時のことをそのまま継続しているんだと思うんで、その辺十分検討していただいて更に削減の余地があるんじゃないかと思うんですけれども。意見です。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、大内委員。

○8番（大内清心君） 今、竹内委員が言った通りなんですけれども、私も会議録の検索が出来ますので、会議録が出来上がった頃にはインターネットで見られる状況にありますので、これを見ますと、平成28年度の常任委員会の印刷製本費が470万円ということで、かなり大きいので、これが削減できるのであれば、委員会の方の会議録が印刷しなくてもいいんじゃないかというふうに感じております。

どうしても必要な時にはインターネットで見ることが出来るということで、竹内委員が言ったように、ほとんどの所で委員会に関してはやっておりませんので、その辺見直しが出来

るんじゃないかと感じております。以上です。

○委員長（小坂徳蔵君） 酒巻委員。

○10番（酒巻ふみ君） はい。以前に会議録をCD化したらどうだということ言ったようなような記憶があるんですけども、そういう点も踏まえて、加須市の場合、他の市よりもインターネットを使っただけの議会が対応が遅れていると思っております、現実には。で、そういう諸々した時にお二人がおっしゃってましたけれども、全てを対応するわけには急にはいかないというものがありますよね。

でも、これからのことを考えた場合、この最後の6-3の資料を見てこれだけG+H+I+J、これだけ節約して約92万円、いやいや、桁がちよっと違うんじゃないかなってことで見させていただきました。いっぺんに行かないまでも、お二人がおっしゃったように、少し委員会からでも節約したらどうか。ゆくゆくは、ペーパーレスです、時代的には。ですから、加須市の場合、急にやれといっても状況的に無理です、誰が見ても、考えても。でも、よそはもっともっと進んでいるということを少し認識された方がいいのではないかなということ、節約したらどうですかという、ご意見を申し上げたいと思います。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、他に。

○1番（野中芳子君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、野中委員。

○1番（野中芳子君） 私も、委員会のをなくしてという意見、賛成ですし、あとはこちらの方で、会派に1冊ずつ。それも、図書室で調べられるようにしてあれば、あとは全部インターネットで、パソコンで出来るから、会派のもいいのかなという思いがちょっとあります。

○委員長（小坂徳蔵君） 他に、ございませんか？

○7番（佐伯由恵君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） 佐伯委員。

○7番（佐伯由恵君） 今現状は、配布された会議録を活用されている議員は少ないんだと思うんです。やっぱり、必要なところにお金を使うということで、議会の中継の方に予算を使うということが必要だと思っております。まずは、会派1冊ずつ配布して、そこからでいいのかなというふうに思います。

○委員長（小坂徳蔵君） 他に、ございますでしょうか。

（発言する人無し）

なければ、この件について3点あります。1つは、6-1の資料で例えば、久喜市は本会

議も委員会も配布していないという話がありましたけれども、久喜市議会は、全議員に公費でタブレットを配布しているんです。ですから、その関係があるということをご承知おきください。ですから、議案書もペーパーレスに久喜市議会はなっているということです。本会議場にタブレットを持ち込んで、それで対応しているということです。

それから会議録の関係なんですけれども、なぜ、会議録が高いのか、経費がかかるのかという話が先ほどありましたけれども、これは、一番かかるのは、今、発言していますけれども、この発言を文字起こしをする費用が高いんです。ですから、会議録そのものの部数を減らしても、あまり影響していかないと。文字起こしの部分が非常に高額になっているということをご理解ください。その上で、これをお考えください。ですから、仮に会議録全てあれにしても、文字起こしの部分で数100万円って、必ずこれは必要経費だということになります。

それから3つ目、なぜ、他は委員会を会議録取っていないのに、加須市議会は会議録を作成しているのかということです。これは、合併前から、加須市議会は一貫して、市民に開かれた議会ということで、取り組んできた、歴史的な経緯があります。ですから、他で、委員会の会議録を取っていない時も加須市議会はいち早く委員会の会議録を作製してきたと。必要経費だと。それで市議会は委員会審査中心だと。ですから、委員会で詳細は審議するとなっております。そういう意味で、これは、必要経費だということ、お考えいただければと思います。

それから、そういう意味では、委員会の会議録の部数の関係なんですけど、少なくとも、図書館の4冊分は、プラスしておいた方がいい。あくまで図書館は、市内の資料を収集、それから閲覧していただく。また、我々は、レファレンスサービスを利用するということもありますので、図書館は、委員会の会議録は1冊ずつでいいかと思うんですが、委員会の会議録は図書館に各1冊ずつ置いて、蔵書して、それで市民の利用に充てるということがやはり基本条例そのものが、開かれた議会っていうのが前文にもかいてありますので、その点は必要経費だということ、お考えください。

それから、今、局長から説明がありましたけれども、いろいろ皆さんのご意見も出ました。それで、今日、皆さんにお諮りしましたので、持ち帰っていただいて、ご検討いただいて、いずれは部数を減らしていいということであれば、次の委員会で、皆さんにお諮りをして、それで対応をしていきたいと思っております。そこで、決定していただければ、ご承知のように10月からは、予算編成の時期となります。来年度の議会の予算要求とすれば、会議録の縮小で、

市長部局に概算要求をあげていくという事務手続きにもなっていこうかと思えます。次回の委員会で委員各位のご了解をいただければ部数を減らすということで来年度から取り組んでいきたいと思えますので、よろしくをお願いします。

○10番（酒巻ふみ君） ちょっと良いですか。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、酒巻委員。

○10番（酒巻ふみ君） 参考にお聞きしたいんですけども、テープ起こしの会社、幾つくらい発注して、何人くらいがテープ起こしの作業に関わっているか。どのくらいのお金がそこにいつているかということは、わかりますか。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、わかりました。今、事務局答えられますか。もし、答えられなければ、次の委員会の時に、資料で皆さんにお示しをいたします。よろしいですか。酒巻委員。

○10番（酒巻ふみ君） はい。

○委員長（小坂徳蔵君） それでお願いいたします。持ち帰ってご検討いただいて、次に委員会でお諮りいたしますので、そのようにお願いをいたします。よろしいですか？

（「はい」と言う人あり）

○委員長（小坂徳蔵君） それでは先に進みます。次は、（3）費用弁償等があります。それから、議員定数の見直しが（4）にあります。一括として、議題とさせていただきます。この件に関しましては、資料7及び資料8で配布してあります。一括して、戸田議事課長から両件に関して説明をお願いします。はい、戸田課長。

○議事課長（戸田 実君） はい。それでは、まず初めに費用弁償です。費用弁償等のあり方については、同じく本委員の方から、個別案件事項として過去にお話をいただいておりますので、先ほど、局長からもありましたけれども、議会費の経費の削減、見直しの観点から、資料7の県内の費用弁償調べで説明をさせていただきます。この資料につきましては、県内40市議会を一覧表にまとめたものでして、現状をご説明いたしますと、会議出席に関わる費用弁償につきましては、表の一番下に欄外にあります通り、県内40市中、費用弁償25市が払ってない状況にありまして、率としましては62.5%を占めております。第4区議長会では、12市の内10市が払ってない状況にありまして83.3%を占めておるところであります。表中の9番の加須市の欄を見ていただきたいんですけども、真ん中あたりの備考ですね。本会議、委員会合わせて269万6,200円。こちらを支払いいたしておりますことから、仮に廃止することになればその分、議会費としての経費が削減されることになるものでございます。

それと表の一番右側、議員健診の公費負担についても、併せてご説明をいたしておきたいと思うんですけれども、議員の健康診断につきましては、40 市中 30 市が実施しておりますので、率にしますと 75%がやっていない状況でございます。

ちなみに受診を加須市におきましても希望されない議員もおりますが、平成 29 年度の当初予算で見ますと、1 人あたり 1 万 2,000 円健診費用がかかります。掛ける 28 人分、プラス消費税で、36 万 3,000 円が予算措置されているところでございます。仮にこの公費による健診を廃止することになれば、同じくその分経費が削減されるところでございます。

続きまして資料 8 番、議員定数の見直しにつきまして、議員定数に関する近隣市の状況につきまして、ご説明をさせていただきます。この資料は県内 40 市のうち埼玉県市議会議長会第 4 区議長会で構成される 12 市について、また、下段の関東どまん中サミット構成市の状況を調べたものでございます。この内、埼玉県市議会議長会第 4 区議長会構成市では、議員 1 人あたりの人口が、いわゆる議員 1 人が抱える人口が最も少ないのが、白岡市になりまして、白岡市の議員 1 人あたりの人口が 2,910 人でございます。最も多いのが越谷市で、1 万 620 人で一番多くなっております。ちなみに加須市につきましては、議員 1 人あたりの人口が 4,064 人で、この 12 市の中で言いますと、少ないところから数えますと 6 番目に位置しているところでございます。

面積で割りますと加須市が断トツで 133.30 平方キロメートルということで大きいものですから、議員 1 人で抱える面積のエリアは 4.8 平方キロメートルと断トツに広うございます。

一番少ないのが八潮市でございまして、市の面積が 18.02 平方キロメートルに対しまして議員が 21 人ですので、議員 1 人あたりの抱えるエリアが 0.9 平方キロメートルということになっております。議員定数に関する近隣市の状況については、以上でございます。

○委員長（小坂徳蔵君） はい。ありがとうございました。まず費用弁償の資料 7 の関係で、私の方から話をしておきたいと思うのですが、この健診の関係があります。加須市議会で健診を行っておるのですが、かつて合併前の事なんです、改選時に 3 か月過ぎたら相次いで 2 人の議員が亡くなるという出来事がありました。3 か月以内でしたら繰り上げ当選という事もあったのですが、3 か月を過ぎたら 2 人お亡くなりになって、これでは議会運営としていかなものかと大変苦慮しまして、それで健診を公費負担で行ってきたという経緯がございます。当時の梶原議員さんが「戻ってくる」という言葉を最後にして、済生会栗橋病院に入院して、亡くなられたという様な事がありました。

その後、合併後は植竹議員が健診で異常が見つかりまして、早期発見でしたので命が助か

ったという事がございました。

そういういきさつで、加須市議会として健診を行ってきたという経緯がございます。

それから、一時は市内の医療機関で受信したらどうだという話もあったんです。ただ、その場合は議員は行かないと。検診車を持ってきて、半強制的にやらないと。それで紆余曲折を経て、今の様な形になったということです。その辺も含めて、後で良くお考えください。

この関係については、私の方で承知しておりますので、お話しをしたものです。資料7と資料8については、今、説明がありましたけれども、特に資料8については先程も意見があったんですけれども、これは引き続いて、しかるべき時に議論していくという事になるかと思えます。何か質疑があったら、挙手をお願いします。はい、佐伯議員。

○7番(佐伯由恵君) 健診のところなんですけれども、私たちは議員になった以上は4年の任期を元気で全うするというのが、市民への責任だと思っております。そういう保障をするために公費で健診をしていくというのが、私は大事だなと思っております。私自身、いつも元気で病気をしたことが無いんですけれども、議員になって、そこは市民との約束だと思って健診の大事さを痛感しております。ここは基本だと思っておりますので、健診の公費負担は継続していただきたいと思えます。以上です。

○委員長(小坂徳蔵君) 他にありますか。はい、新井委員。

○3番(新井好一君) はい。今いくつか個別案件協議事項ということで、皆さんで議論すれば一致するという事は、それなりに何点か有るんと思うんです。ですから、そういう点については、出来るだけ早め早めに決定していくという事は、結構だと思うんです。

ただ、先程の定数の問題等については時間がかかるんで、それぞれ意見が異なることがあるんで、やはりその手続きは出来るだけ早めにして、議論を深めていくという事をやっていかないと間に合わなくなっちゃうということがあるんで、それは当委員会として議論を深めようという努力は、是非やっていただきたいと思えます。

それから、ここにはないんですけれども、これまでの議論の中で、政治倫理条例についても見直そうという提案はしてきたわけで、協議事項の中に入っていないんですけれども、それについても加えて議論はすべきだと思っております。

○委員長(小坂徳蔵君) 他に、質疑があれば。なければ時間の関係もあるので、それぞれについては、協議事項の中で皆さんから意見を出されておりますので、それを深めながら協議を進めていきます。次に移ってよろしいですか。

(「はい」と言う人あり)

○委員長（小坂徳蔵君） では、次に移ります。（５）になります。【先例集改正案】投票による採決の運用見直しについてを議題といたします。これは、資料９になります。これは、採決の関係でありますので、大変重要な問題でありますので、江原局長から説明をお願いします。

○事務局長（江原千裕君） はい。それでは、（５）投票による採決の運用見直しにつきまして、ご説明をさせていただきます。資料９でございます。こちら先例集の中に採決方法一覧表がございます。先例によりまして、これまで投票により採決を行っている案件は上から５番目・議選監査委員、６番目・識見の監査委員、１１番目・副市長、１２番目・教育長、１３番目・教育委員でございます。

先日、第２回定例会最終日に、教育委員の投票による採決がありました。本来は賛成あるいは反対と書くべきところを、議案に記載された候補者の氏名を書いた票が１票ございました。

この取扱いについて、加須市議会会議規則第７２条第２項によりまして、無記名投票による採決において賛否を表明しない投票、及び賛否が明らかでない票は否とみなすという規定により反対票と取り扱ったという経緯がございます。

しかしこれに対して、市長をはじめとする執行部から、賛成票とは言わないけれども、反対票ではなく無効票にしなくてはおかしいのではないかという意見がございました。

本来採決と言うのは、議員に賛成か反対を問うもので無効というのはございません。賛成か反対の意思表示を集計するものであります。議員は投票用紙に賛成、あるいは反対と意思表示を記入するものでありますので、態度未定の白票、あるいは他事記載という票は本来生じないはずであります。誤って投票する場合も想定されます。このため、純粋な反対票ではなく無効票というべき考え方もあるところでございます。このことにつきまして、全国市議会議長会に確認したところ、各市議会において会議規則や先例申し合わせによる見直し、また本会議場で議長がその様にとり扱う旨を述べることによって、取扱いを変えることは可能であると。例えば議案に記載された候補者の氏名を記入した場合は賛成票と見なすことが可能であるという、全国市議会議長会の回答でした。

このため、資料９の欄外にアンダーラインで示して記載してありますけれども、投票による採決の場合、議案に記載された候補者の氏名をはっきりと記入した場合、賛成票として取り扱うものとするという様な運用ルールに改めてはいかがかなということで、ご提案させていただきました。ご協議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（小坂徳蔵君）ありがとうございました。この、投票による採決の場合は、よく聞いていれば議長が宣告しておりますし、更に局長が説明しておりますので間違える事はありませんけれども、現実には、局長が説明したように他事記載という様なことが今の運用の中では生じてしまうという事です。そこで、それぞれ賛成か反対かということですが、中には例えば市長が提案した議案書の氏名を書いたものは賛成とするという運用の見直しです。こういう事が過去にもあったし、きっとまたこういうことが出てくると思うんです。ですから、今局長から説明があったとおり、候補者の氏名を書いた場合も賛成として扱うという事で運用基準を改めて、皆さんからご賛同をいただければ次回の議会運営委員会で諮って、9月の定例議会前に全員協議会がありますけれども、そこに報告をして、第3回定例会からその様に扱っていきたいと思うのですけれども。意義があれば。よろしいですか。

（「はい」という人あり）

○委員長（小坂徳蔵君）では、次の議会運営委員会に諮りまして、全員協議会に報告して、第3回定例会からこの運用基準で取扱っていくことにいたします。ありがとうございました。それから改正案の採決の運用の見直しなのですが、先例集に書き込めるように、事務局の方で手配方をお願いします。

それでは時間の関係がありますので、次に移ります。

次は、【先例集改正案】定例会の年間開催予定日についてです。これも先例集の改正案の関係なのですが、前回の執行機関との話し合いで確認をいたしました。資料10-1、資料10-2になります。これも江原局長の方から、説明をお願いします。

○事務局長（江原千裕君）はい。それでは、(6)定例会の年間開催予定日について、ご説明をさせていただきます。資料の資料10-1、資料10-2をご覧ください。

委員長から話がありましたけれども、6月2日と7月10日に開催されました執行部と議会との事前協議におきまして、議会の年間計画化についても意見交換が行われ、確認が行われたところです。

今年度につきましては、資料10-2の下段のとおり、5月1日付けで議会の開会予定日を全議員にお知らせしたところでございます。今後におきましても、同じ様に市長と議長とで調整して行っていくことで、7月10日に了解が得られましたので、この内容につきまして、市議会先例集第1章〔1〕定例会・臨時会の3番目の文章として、市議会定例会の開会予定日につきまして、毎年度当初に市長と議長が協議し、当該年度の定例会の開会予定日を議員に通知するというのを一文追加させていただき改正案をご提案させていただくものでありま

す。ご協議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（小坂徳蔵君） ありがとうございます。これは、本委員会で条例骨子案を委員から出していただいた時にこの件がありまして、この間、事前協議で執行機関と話しを進めてまいりました。何か申し合わせ事項は必要ですかと執行機関からはあったのですが、決めていただければ結構ですという事にいたしました。議会としても今後、この方向で行くので、改選等で不明にならない様に先例集でこのことを位置付けて、今後の議会運営に活かしていくという事にしていく内容でございます。これは、市議会が提案した内容で執行機関も了承したということですから、よろしいですね。

（「はい」と言う人あり）

○委員長（小坂徳蔵君） それでは、大変盛りだくさんの協議案件ですが、最後に（7）陳情書の配布について、江原局長説明をお願いします。

○事務局長（江原千裕君） はい。最後の（7）番、陳情書の配布について、ご説明をさせていただきます。資料はございません。先例集の14ページに取扱いが記載されております。130番ですが、陳情等は、郵送による提出及び市外の方が提出者となっているものは扱わないと規定されております。

これに関しまして、他市民からの郵送による何十ページにもよる陳情が届いている現状があります。今後、これについては全議員に配る必要はないと考えまして、取り扱いをその様にさせていただきたいと考えますがよろしいか、ご協議の程をお願いいたします。

また、郵送による提出及び市外の方が提出者になっている陳情については、今後、代表者会議、議会運営委員会で件名のみ報告させていただくという取扱いも考えておりますが、そういう考え方でもよろしいか、ご協議の程をお願いいたします。以上です。

○委員長（小坂徳蔵君） 今説明がありましたが、紙の節約といいますか、この間も第2回定例会で裏表で10枚からなる陳情書が配布されましたけれども、別に必要ないんじゃないかと問題提起いたしまして、今の提案になった次第です。今の説明どおりでよろしいですか。

（「はい」と言う人あり）

○委員長（小坂徳蔵君） では、これも議会運営委員会に諮って第3回定例会から、その様に取り扱わせていただきます。よろしくご了承をお願いいたします。

以上で今回の第12回議会改革特別委員会の協議事項については、全て終了いたしました。相当盛りだくさんに協議をしてまいりましたので、次回の委員会の中で引き続き協議を進めていきたいと考えております。

それでは本日の協議は全て終了しました。本日の協議内容については、特別委員会通信第11号を発行し、市議会ホームページに掲載し議員各位に配布します。本日の協議内容につきましては、毎回申し上げておるんですが、所属する会派内の議員に速やかに周知されるよう、要請をいたします。これで本日の議事は全て終了しました。



◎副委員長のあいさつ

○委員長（小坂徳蔵君） それでは散会に当たり、小勝副委員長からあいさつをお願いいたします。

○副委員長（小勝裕真君） はい。大変お疲れ様でした。本日も自由討議の中で、更に、当初委員長から話があった様にステージが進んだと思います。また、議会事務局は少数精鋭に超が付く中で、本当にお疲れ様で、ありがとうございます。

今回は、8月9日、更には8月23日という予定がございます。暑さに向かってまいりますけれども、ご自愛して是非出席してご意見いただきと思います。以上でございます。

○委員長（小坂徳蔵君） どうもありがとうございました。



◎散会の宣言

○委員長（小坂徳蔵君） それでは、散会といたします。大変ご苦勞様でした。

散会 午前11時35分